

# 参 考 资 料

## 1. 藤井寺市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

### 藤井寺市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 藤井寺市次世代育成支援行動計画を策定するに当たり、次代の社会を担う子どもの育成を支援し、子どもが生き生きと育つための取り組みを推進するため、藤井寺市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、藤井寺市次世代育成支援行動計画策定に係る事項について協議するものとする。

#### (構成)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体の代表者
- (3) 保健福祉関係機関の代表者
- (4) 教育関係機関の代表者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によることとし、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が市と協議のうえ、定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成16年8月11日から施行する。

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

## 2. 藤井寺市次世代育成支援行動計画策定委員会委員

### 【藤井寺市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿】

(◎委員長、○副委員長)

委員名	役職名
◎ 安原 佳子	桃山学院大学専任講師
○ 川口 浩史	藤井寺市校園長会会長
土井 義博	ラミー保育園園長
花崎 由貴子	藤井寺市主任児童委員
藤江 和幸	富田林子ども家庭センター所長
澁谷 篤	藤井寺市学校園PTA連絡協議会会長
西村 剛	藤井寺市こども会育成連絡協議会会長

(敬省略、順不同)

### 3. 藤井寺市次世代育成支援行動計画策定連絡会議設置要綱

#### 藤井寺市次世代育成支援行動計画策定連絡会議設置要綱 (設置)

第1条 急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するための行動計画案の策定及び行動計画に基づく事業の推進を図るため、藤井寺市次世代育成支援行動計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

#### (任務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる任務を遂行する。

- (1) 藤井寺市次世代育成支援行動計画案(以下「行動計画案」という。)のニーズ調査に関すること。
- (2) 行動計画案の策定に関すること。
- (3) 庁内連絡会議の調整に関すること。

#### (構成)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は健康福祉部長の、副委員長は子育て支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

#### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 連絡会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (実務担当者部会)

第6条 連絡会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に、藤井寺市次世代育成支援行動計画策定実務担当者部会(以下「実務担当者部会」という。)を置く。

- 2 実務担当者部会は行動計画案策定において、連絡会議から付託のあった事項について調査研究し、情報、資料等を報告又は提供する。
- 3 実務担当者部会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 4 実務担当者部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は子育て支援課長の、副部会長は子育て支援課参事の職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、実務担当者部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 実務担当者部会の会議は必要に応じ部会長が召集し、部会長が議長となる。
- 8 部会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び実務担当者部会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議及び実務担当者部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

別表1(第3条関係)

企画課長	経済課長	環境政策課長	福祉課長	子育て支援課長
健康課長	まちづくり推進課長	建設交通課長	みどり保全課長	維持保全課長
教育総務課長	スポーツ振興課長	生涯学習課長	学校教育課長	

別表Ⅱ(第6条関係)

藤井寺市行動計画策定実務担当者部会

担当課
総務部企画課職員
市民生活部経済課職員
市民生活部環境政策課職員
健康福祉部福祉課職員
健康福祉部子育て支援課職員
健康福祉部健康課職員
都市整備部まちづくり推進課職員
都市整備部建設交通課職員
都市整備部みどり保全課職員
都市整備部維持保全課職員
教育委員会管理部教育総務課職員
教育委員会管理部スポーツ振興課職員
教育委員会指導部生涯学習課職員
教育委員会指導部学校教育課職員

## 4. 検討経過

### ① アンケート調査

#### ○調査の方法等

調査対象	0歳児から小学校6年生の子どもを持つ保護者
調査人数	2,400人(就学前児童、小学生を持つ保護者、各1,200名)
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	1,442件
有効回収率	60.1%
調査期間	平成16年1月

#### ○調査内容

就学前児童	小学校児童
1. 平日の保育状況について	1. 留守家庭児童会の利用状況について
2. 保育サービスの希望について	2. 留守家庭児童会の希望について
3. 子どもが病気の時の対応について	3. 子どもの一時預かりについて
4. 子どもの一時預かりについて	4. 子どものふだんの過ごし方について
5. 子どもの急病や事故について	5. 子どもの学校生活について
6. 子どもの食生活について	6. 子どもの急病や事故について
7. 子どもとのかかわりについて	7. 子どもの食生活について
8. 子育ての不安や悩みについて	8. 子どもとのかかわりについて
9. 子どものしつけについて	9. 子育ての不安や悩みについて
10. 子育て環境について	10. 子どものしつけについて
11. 子育て支援への要望について	11. 子育て環境について
	12. 子育て支援への要望について

#### ○アンケート調査結果(概要)の公表

公表時期	公表の方法
平成16年8月	市ホームページへの掲載 市情報ふれあいコーナーでの閲覧

## ②次世代育成支援行動計画策定委員会

(市保健福祉計画推進協議会・児童育成部会を兼ねる)

回数	開催年月日	検討内容
第1回	平成16年3月1日(月)	次世代育成支援対策推進法に係る本市の取り組みについて
第2回	平成17年1月27日(木)	委員委嘱、委員長・副委員長選出、次世代育成支援対策推進法、アンケート調査結果等資料説明、素案検討
第3回	平成17年3月1日(火)	次世代育成支援行動計画素案の検討
第4回	平成17年3月23日(水)	次世代育成支援行動計画の策定

## ③次世代育成支援行動計画策定連絡会議

回数	開催年月日	検討内容
第1回	平成15年9月3日	次世代育成支援対策推進法の説明
第2回	平成15年10月24日	アンケート調査について
第3回	平成15年12月16日	アンケート調査用紙について
第4回	平成15年12月19日	アンケート調査について
第5回	平成16年12月28日	アンケート調査報告書、素案等について
第6回	平成17年3月18日	次世代育成支援行動計画について

## ④次世代育成支援行動計画・素案の公表

公表時期	公表の方法
平成17年2月1日から2月15日	市ホームページへの掲載 市情報ふれあいコーナーでの閲覧

## 藤井寺市次世代育成支援行動計画

発行年月 平成17年(2005年)3月

発行 藤井寺市 健康福祉部 子育て支援課  
〒583-8583

藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL 0729-39-1111 (代表)